

早出遅出勤務の概要

早出遅出勤務・・・ 通常の勤務時間帯よりも早い（遅い）時間帯に勤務時間を割り振ること

〈早出遅出勤務のイメージ〉



〈早出遅出勤務の比較〉

	疲労蓄積防止のための 早出遅出勤務	修学等のための 早出遅出勤務	障害の特性等に応じた 早出遅出勤務	育児・介護を行う職員の 早出遅出勤務
概要	<ul style="list-style-type: none"> 超過勤務による職員の疲労蓄積を防ぐため、超過勤務により疲労蓄積が認められる職員や、業務の性質上、一定期間連続して早出遅出勤務が必要となる業務に従事する職員を対象に業務の繁忙に応じて始業時刻を日ごとに弾力的に設定 	<ul style="list-style-type: none"> 夜間大学の課程や職務に何らかの関連性のあるセミナー、資格講座等について修学等を行う職員が利用可能 <ul style="list-style-type: none"> ※ 任期付職員や臨時的職員は対象外 ※ 最低勤続年数、利用回数等を要件として設定することも可 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者である職員（障害者雇用促進法第37条第2項に規定する対象障害者、勤務時間の割振りについて配慮を必要とする者として健康管理医が認める障害者）が、自らの希望や障害の特性等に応じて、利用可能 	<p>以下の職員が利用可能</p> <ul style="list-style-type: none"> 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員 小学校に就学している子の送迎のため放課後児童クラブ等へ赴く職員 配偶者・父母・子等（2週間以上疾病等により日常生活に支障がある者）を介護する職員
時間帯	0時～24時	5時～22時	5時～22時	5時～22時
根拠規定	<ul style="list-style-type: none"> ○超過勤務を命ずるに当たっての留意点について（平成31年職職—22） ○「超過勤務を命ずるに当たっての留意点について」に定める早出・遅出勤務の活用について（平成31年職職—23） 	<ul style="list-style-type: none"> ○修学等のための早出遅出勤務の円滑な運用に関する指針について（平成18年職職—157） 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害の特性等に応じた早出遅出勤務の円滑な運用に関する指針について（平成30年職職—247） 	<ul style="list-style-type: none"> ○人事院規則10—11（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限） ○人事院規則10—11（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）の運用について（平成10年職福—443）